

告 示

埼玉県監査委員告示第十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を実施したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に關する報告を次のとおり公表する。

令和八年十月九日

埼玉県監査委員 小笠原 薫 子

埼玉県監査委員 梶 田 美佐子

埼玉県監査委員 飯 塚 俊 彦

埼玉県監査委員 松 澤 正

令和８年度第１回定期監査結果の報告について

監査委員は、地方自治法（以下「法」という。）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項並びに埼玉県監査基準（以下「基準」という。）に基づき次のとおり監査を実施した。

監査の結果について、法第 199 条第 9 項及び基準第 15 条第 1 項に基づき報告する。

1 監査等の種類

定期監査（基準第 3 条第 1 項第 1 号）

2 監査の対象

（１）対象事務

令和 7 年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

（２）対象機関

本庁 189 機関（別紙「監査対象機関」のとおり）

（３）実施期間

令和 8 年 4 月 15 日～令和 8 年 8 月 6 日

3 監査の着眼点

- ・ 財務に関する事務の執行の監査は、当該事務の執行が適正で経済的、効率的で効果的かどうかを主眼とする。
- ・ 経営に係る事業の管理の監査は、当該事務に係る財務に関する事務の執行のほか、会計経理の処理が合理的かつ能率的に行われているかどうかを主眼とする。
- ・ 監査対象機関の事務の執行等についての監査は、法令等に従って適正処理されているかという観点に加えて、費用対効果に配慮したものとなっているか、所期の成果を上げているかなど、経済性、効率性、有効性の観点を主眼とする。

4 監査の実施内容

基準第8条に基づく実施計画を策定するとともに、同第9条ないし第13条の規定を踏まえて監査を実施した。

5 監査結果

今回報告分の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行は、監査を実施した範囲において、おおむね適正であることを確認した。

なお、個別の事務事業に関して、是正又は改善が必要と認められる事項は次のとおりである。

(1) 指摘事項 1件(1機関)

番号	部局	機関	概 要
1	教育委員会	財務課	平成30年度に締結した「普通財産使用貸借契約」(以下「旧契約」という。)では、貸付建物の機械警備は借主である事業者が行うと定めていた。一方で、県は「県庁舎等機械警備業務委託契約」(以下「旧機械警備委託」という。)を締結し、当該貸付建物を含め他の事業者にも機械警備業務を委託していたことから、機械警備の実施主体に差異が生じるようになった。そのため、県は借主との協議を踏まえ、「機械警備に係る負担金について」(以下「負担金について」という。)を借主に通知し、面積按分に基づく金額を負担金として県に支払うことで、間接的に機械警備は借主が実施しているものとして整理を行った。 その後、令和4年度、令和7年度にそれぞれ旧契約、旧機械警備委託契約を更新しているが、一連の財務事務について、次の点で不適切であった。 1 旧契約又は旧機械警備委託の更新時に、機械警備のあり方について検討し、契約上の差異の解消に努める必要があったところ、整理を行うことなく従前と同じ契約内容のまま契約を更新していた。 2 「負担金について」では、負担金の納付について、「今後は、「7月・10月・1月・4月」に同程度の金額を納付いただく予定です」と記載していたが、「予定」を踏まえた具体的な納付回数、納付時期、納期限、納期限が過ぎた場合の違約金徴収等の必要事項を定めていなかった。 3 県は、負担金の徴収時期等に係る必要事項を改めて借主に通知しないまま、「機械警備に係る負担金徴収について」を別途作成し、「機械警備契約の支払い時期が四半期ごとのため、四半期終了の翌月(7月、10月、1月、4月)に徴収する」と定めた上で負担金を四半期ごとに徴収していた。

<参考：指摘事項>

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

ア 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正又は改善が必要と認められるもの

イ 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの

(2) 注意事項 19件(14機関)

番号	部局	機関	概要
1	県民生活部	人権・男女共同参画課	令和7年度に締結した「埼玉県DV被害母子に対する心理教育プログラム実施委託」について、契約内容に個人情報の取扱いが含まれていたが、個人情報保護に関する誓約書の写しを受託者に提出させていなかったことは不適切であった。
2	県民生活部	国際課	令和7年度に締結した「外国人総合相談センター業務委託(4月～6月)」について、受託者から提出のあった業務完了報告書の実績数値に不備があることを認識していたが、当該報告書に基づき履行を確認していたことは不適切であった。
3	県民生活部	青少年課	令和7年度に締結した「埼玉県バーチャルユースセンター運営業務委託」について、契約手続の開始に際し、当該契約に必要な予算の配当が第1四半期分のみであったため、契約総額の配当を改めて申請した。 このため、契約期間の始期が令和7年4月1日であったところ、令和7年4月30日に支出負担行為の決裁を受け、契約締結に向けた手続が遅延していたことは不適切であった。
4	県民生活部	スポーツ振興課	令和7年度に締結した「埼玉県スポーツアプリ運用保守及びスタンプラリー等観戦促進業務委託」について、契約の始期が令和7年5月1日であったところ、令和7年5月20日に支出負担行為の決裁を受け、契約締結に向けた手続が遅延していたことは不適切であった。
5	県民生活部	スポーツ振興課	令和7年度に支出した「埼玉県駅伝競走大会に係る負担金」について、協定締結時に支出負担行為決議書を作成し決裁を受けなければならなかったところ、これを作成せず、負担金の支払時に支出負担行為兼支出命令書により支出していたことは不適切であった。
6	危機管理防災部	消防課	令和7年4月に実施した監査では、「令和6年度埼玉県特別機動援助隊総合実践訓練会場設営・撤去及び運営業務委託契約」に係る契約保証金の免除について、規模をほぼ同じくする契約の履行実績が必要であったところ、契約額の2割程度の履行実績で免除していたことについて指導を行った。 所属では、監査で指導されていたが是正せず、同年12月に締結した「令和7年度埼玉県特別機動援助隊総合実践訓練会場設営・撤去及び運営業務委託」においても、契約金額の5割程度の履行実績で契約保証金を免除していたことは、事業の執行体制として不適切であった。

7	危機管理防災部	災害対策課	令和7年度に締結した「埼玉県震度情報ネットワークシステム保守点検業務委託」（長期継続契約）について、契約書に記載された各期間の委託料の支払内訳が、業務の設計額に基づく各期間の積算額と一致していなかったことは不適切であった。
8	危機管理防災部	災害対策課	令和7年度に締結した「第46回九都県市合同防災訓練（埼玉県会場）会場設営等業務委託」について、契約書（仕様書を含む。）で定めた次の書類を徴取していなかったことは不適切であった。 1 「現場責任者及び連絡担当者」、建築士又は施行管理技士の資格を有する「業務監理技術者」の名簿 2 台本、場内配置図及び訓練別カメラ撮影位置図を含む「業務実施計画書」 3 「警備計画書」
9	危機管理防災部	災害対策課	令和7年度に購入した「ポータブル電源」及び「衛星通信機器」について、契約書を作成した売買契約では検査調書を作成しなければならなかったところ、検査調書を作成していなかったことは不適切であった。
10	危機管理防災部	災害対策課	令和7年度に締結した「情報収集伝達業務委託」について、次の点で不適切であった。 1 本契約は、個人情報の取扱いの委託を含む契約であったところ、当該個人情報の適切な管理のために必要な措置に関する事項を契約書に定めていないまま支出負担行為の決裁を受けていた。 2 契約書原本では、必要事項を定めた「個人情報及び業務上知りえた秘密に関する定め」（以下「定め」という。）を契約書と仕様書との間に綴じ込んでいたが、本定めは、支出負担行為の決裁を受けていない文書であった。
11	保健医療部	保健医療政策課	令和5年度に締結した「衛生試験免許システム運用保守業務委託契約」（長期継続契約）における一部業務の再委託について、書面による承認手続を行っていなかったことは不適切であった。
12	保健医療部	医療人材課	令和7年度の「病院内保育所運営費補助事業」について、補助金の概算払が遅延していたことは、補助事業の目的、内容、実施計画、実施状況等に照らし不適切であった。
13	農林部	森づくり課	令和7年度に締結した「令和7年度埼玉県収穫予想表更新委託業務」について、個人情報の取扱いの委託を含む契約であったところ、当該個人情報の適切な管理のために必要な措置に関する事項を契約書に定めていなかったことは不適切であった。
14	県土整備部	建設管理課	令和7年度に締結した「建設業情報管理システム電算処理業務委託」について、契約内容に個人情報の取扱いが含まれていたが、個人情報保護に関する誓約書の提出を定めておらず、当該誓約書の写しを受託者に提出させていなかったことは不適切であった。
15	企業局	総務課	令和5年度に締結した「埼玉県企業局秘書業務に係る労働派遣契約」（長期継続契約）について、契約内容に個人情報の取扱いが含まれていたが、個人情報保護に関する誓約書の写しを受託者に提出させていなかったことは不適切であった。
16	企業局	総務課	令和7年度に締結した「企業局執務環境改善業務委託」における一部業務の再委託について、書面による承認手続を行っていなかったことは不適切であった。

17	教育委員会	総務課	令和7年度に締結した感謝状作成に係る単価契約について、契約の始期が令和8年1月28日であったところ、令和8年3月5日に単価契約に係る伺書の決裁を受け、契約締結に向けた手続が遅延していたことは不適切であった。
18	教育委員会	財務課	令和6年度に締結した「旧毛呂山高等学校防球ネットほか解体工事」について、契約変更に係る執行伺をしていなかったことは不適切であった。
19	教育委員会	魅力ある高校づくり課	令和7年度に締結した「令和8年4月開校の県立高校6校の学校PR動画制作業務委託」について、個人情報の取扱いの委託を含む契約であったところ、当該個人情報の適切な管理のために必要な措置に関する事項を契約書に定めていなかったことは不適切であった。

<参考：注意事項>

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

ア 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正又は改善が必要と認められるもの

イ 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの

別紙

所管部局	監 査 対 象 機 関
直轄	秘書課
企画財政部	企画総務課、計画調整課、財政課、行政・デジタル改革課、情報システム戦略課、地域政策課、市町村課、土地水政策課、交通政策課
総務部	人事課、職員健康支援課、文書課、学事課、管財課、統計課、総務事務センター、税務課、個人県民税対策課、入札課、入札審査課
県民生活部	県民広聴課、広報課、共助社会づくり課、人権・男女共同参画課、文化振興課、国際課、青少年課、消費生活課、防犯・交通安全課、スポーツ振興課
危機管理防災部	危機管理課、消防課、災害対策課、化学保安課
環境部	環境政策課、温暖化対策課、エネルギー環境課、大気環境課、水環境課、産業廃棄物指導課、資源循環推進課、みどり自然課
福祉部	福祉政策課、社会福祉課、障害者福祉推進課、障害者支援課、福祉監査課、地域包括ケア課、高齢者福祉課、ねんりんピック推進課、こども政策課、こども支援課、こども安全課
保健医療部	保健医療政策課、感染症対策課、国保医療課、医療整備課、医療人材課、健康長寿課、疾病対策課、生活衛生課、薬務課、食品安全課
産業労働部	産業労働政策課、商業・サービス産業支援課、イノベーション創造課、新産業育成課、企業立地課、経営・金融支援課、観光課、雇用・人材戦略課、就業支援課、産業人材育成課
農林部	農業政策課、農業ビジネス支援課、農業支援課、生産振興課、森づくり課、農村整備課、農産物安全課、畜産安全課
県土整備部	県土整備政策課、建設管理課、用地課、道路街路課、道路環境課、河川砂防課、河川環境課
都市整備部	都市整備政策課、都市計画課、市街地整備課、公園スタジアム課、建築安全課、住宅課、営繕課、設備課
会計管理者	出納総務課、会計管理課
企業局	総務課、財務課、地域整備課、水道企画課、水道管理課
下水道局	下水道管理課、下水道事業課
行政委員会等の事務局	議会事務局（秘書課、総務課、議事課、政策調査課、図書室）、監査事務局（監査第一課、監査第二課）、人事委員会事務局（総

	務給与課、任用審査課）、労働委員会事務局（審査調整課）、収用委員会事務局
教育委員会	総務課、財務課、教職員課、福利課、生涯学習推進課、文化財・博物館課、県立学校人事課、高校教育指導課、魅力ある高校づくり課、ＩＣＴ教育推進課、保健体育課、特別支援教育課、人権教育課、小中学校人事課、義務教育指導課、教職員採用課、生徒指導課
警察本部	総務課、文書課、広報課、情報管理課、留置管理課、会計課、施設課、装備課、警務課、監察官室、教養課、厚生課、生活安全総務課、人身安全対策課、少年課、保安課、生活経済課、サイバー対策課、サイバー捜査課、地域総務課、通信指令課、自動車警察隊、鉄道警察隊、刑事総務課、捜査支援課、捜査第一課、捜査第二課、捜査第三課、鑑識課、科学捜査研究所、組織犯罪対策総務課、組織犯罪対策第一課、組織犯罪対策第二課、組織犯罪対策第三課、交通総務課、交通指導課、交通捜査課、交通規制課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、運転免許課、運転管理課、運転免許試験課、警備総務課、公安第一課、公安第二課、警備第一課、警備第二課、外事課、機動隊、さいたま市警察部、第一方面本部、第二方面本部、第三方面本部、第四方面本部